

# 令和 2 年 度

## 第 1 回市町村職員採用試験実施案内

[ 香取市、神崎町、多古町、東庄町 ]

### 1. 第 1 次試験合同実施の目的

この試験は、香取市、神崎町、多古町、東庄町に勤務する職員の採用候補者名簿を作成することを目的として実施するものです。

### 2. 採用予定団体の募集内容

採用予定団体	試験職種	採用予定者数	職務内容
香 取 市	一般行政職上級	5名程度	事務的業務
	技術職（土木）上級	2名程度	土木業務
	技術職（電気）上級	1名程度	電気業務
	一般行政職上級 （学芸員）	1名程度	学芸業務
神 崎 町	一般行政職上級	4名程度	事務的業務
	技術職（電気）上級	1 名	電気業務
多 古 町	一般行政職上級	3名程度	事務的業務
東 庄 町	一般行政職上級	5名程度	事務的業務
	技術職（土木）上級	1 名	土木業務

### 3. 受験資格（居住地を問わない。）

#### ◇ 一般行政職上級

香 取 市	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、 学歴を問わない。
多 古 町	平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業したもの。 （令和3年3月までに卒業見込みの者を含む。）
神 崎 町	平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、 学歴を問わない。 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業したもの。 （令和3年3月までに卒業見込みの者を含む。）
東 庄 町	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、 学歴を問わない。 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業したもの。 （令和3年3月までに卒業見込みの者を含む。）

#### ◇ 技術職（土木）上級

香 取 市	昭和55年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業したもの。 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業したもの。 （令和3年3月までに卒業見込みの者を含む。）
東 庄 町	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、 学歴を問わない。 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業したもの。 （令和3年3月までに卒業見込みの者を含む。）

#### ◇ 技術職（電気）上級

香 取 市	昭和50年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業したもの。 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業したもの。 （令和3年3月までに卒業見込みの者を含む。）
神 崎 町	平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、 学歴を問わない。 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学 （短期大学を除く。）を卒業したもの。 （令和3年3月までに卒業見込みの者を含む。）

#### ◇ 一般行政職上級（学芸員）

香 取 市	次のいずれにも該当する者 ①昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）または大学院で、日本 近世史または歴史地理学を専攻して卒業または修了したもの。 （令和3年3月までに卒業見込みの者を含む。） ②日本近世の古文書の読解ができる者。 ③博物館法第5条に規定する学芸員資格を有する者または取得見込みの者。
-------	--

◎ ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 受験する地方公共団体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4. 試験日時、会場、方法及び発表

##### (1) 第 1 次 試 験

- ① 日 時 令和2年7月12日(日) 午前10時から  
(受付開始：午前9時、入室着席：午前9時30分)
- ② 会 場 香取市立佐原中学校
- ③ 方 法

試験は、一般教養試験(全職種)及び専門試験(全職種)によるもので、試験内容は『9. その他(1)第1次試験内容』のとおりです。

- ④ 第1次試験合格者・不合格者の発表  
8月中旬～下旬に、各採用予定団体から受験者に通知します。

##### (2) 第 2 次 試 験

- ① 日時、会場及び方法  
令和2年9月上旬から令和2年12月下旬の間に各採用予定団体が行います。詳細については、各採用予定団体から第1次試験合格者に通知します。
- ② 第2次試験合格者・不合格者の発表  
各採用予定団体から受験者に通知します。

##### (3) 第 3 次 試 験 (香取市のみ)

採用予定団体にお問い合わせください。

#### 5. 受 付 期 間

令和2年5月20日(水)から6月3日(水)までとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。(土曜、日曜は除く。)

なお、郵送の場合は、6月3日の消印のあるものまで有効と認めます。

#### 6. 受 験 手 続

##### (1) 申込書の請求方法

申込書は、4月17日(金)から募集团体で配布します。

実施案内・申込書・記入例は、受験希望団体のホームページからもダウンロードできます。郵送を希望される方は、請求する封筒の表に「職員採用試験申込書 郵送希望」と朱書きし、返信用封筒(角型2号の封筒に120円分の郵便切手を貼り、返信先を明記したもの)を同封のうえ、受験希望団体へ送付してください。

##### (2) 申込書の提出手続

申込書の受付は、『9. その他(2)問い合わせ先』全てが窓口です。

申込書に必要事項をすべて記入し、写真を2枚貼り、持参又は郵送してください。郵送の場合は、記載漏れがないように注意し、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、受験票返信用封筒(長形3号の封筒に84円分の郵便切手を貼り、返信先を明記したもの)を同封してください。

なお、申込みは1人1団体に限ります。

## 7. 採 用

採用は、おおむね令和3年4月1日からとなりますが、欠員の状況によっては、直ちに採用となる場合もあります。

## 8. 給 与

給与は、採用市町村等の給与条例によります。

## 9. そ の 他

(1) 第1次試験の内容は、次のとおりです。

区 分	科 目	出題数	時 間	問 題 の 程 度
一般行政職上級	択一式教養	40題	2時間	大学卒業程度
	択一式専門	40題	2時間	
	適性検査	300題	40分	
技術職（土木）上級	択一式教養	40題	2時間	大学卒業程度
	択一式専門	30題	2時間	
	適性検査	300題	40分	
技術職（電気）上級	択一式教養	40題	2時間	大学卒業程度
	択一式専門	30題	2時間	
	適性検査	300題	40分	
一般行政職上級 （学芸員）	択一式教養	40題	2時間	大学卒業程度
	記述式専門	6題	2時間	
	適性検査	300題	40分	

(2) 詳細については、下記にお問い合わせください。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課	所 在 地 ・ 電 話 番 号
香 取 市 役 所	総 務 課	〒287-8501 香取市佐原口 2127 0478-50-1240(直)
神 崎 町 役 場	総 務 課	〒289-0292 神崎町神崎本宿 163 0478-72-2111(直)
多 古 町 役 場	総 務 課	〒289-2292 多古町多古 584 0479-76-2611(直)
東 庄 町 役 場	総 務 課	〒289-0692 東庄町笹川い 4713-131 0478-86-6082(直)

◎ 第1次試験当日の緊急連絡先（午前8：00～）  
香取市立佐原中学校 0478-52-5157

(3) 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、試験会場若しくは試験時間の変更又は試験が延期若しくは中止となる可能性もあります。詳しくは各団体に直接お問い合わせください。